

阿見町議会会議録

平成30年第2回臨時会

(平成30年4月6日)

阿見町議会

平成30年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(4月6日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	7
・議案第50号から議案第55号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	8
・議長辞職の件	13
・議長選挙	14
・議席の変更の件	16
・副議長辞職の件	17
・副議長選挙	18
・常任委員会委員の改選	20
・常任委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	21
・議会運営委員会委員の改選	21
・議会運営委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	22
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙	22
・牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙	23
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23
・稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	24
・議案第56号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	25
○閉 会	26

第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第58号

平成30年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年3月30日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 平成30年4月6日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について）
- (5) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について）
- (6) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）
- (7) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (8) 阿見町議会常任委員会委員の改選について
- (9) 阿見町議会運営委員会委員の改選について

第 1 号

[4 月 6 日]

平成30年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年4月6日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
税務課長	齋藤明君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第2回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成30年4月6日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について）

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について）

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）

追加日程第1 議長辞職の件について

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 議席の変更の件

追加日程第4 副議長辞職の件について

追加日程第5 副議長選挙

日程第5 阿見町議会常任委員会委員の改選について

日程第6 阿見町議会議会運営委員会委員の改選について

追加日程第6 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第7 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

追加日程第8 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第9 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第7 議案第56号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成30年第2回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 栗原宜行君

7番 野口雅弘君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告申し上げます。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第50号から議案第56号の6件であります。

次に、監査委員から平成30年2月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

- | | |
|--------|--|
| 議案第50号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について） |
| 議案第51号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について） |
| 議案第52号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について） |
| 議案第53号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について） |
| 議案第54号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について） |
| 議案第55号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について） |

○議長（紙井和美君） 次に日程第4、議案第50号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第52号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について）、議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について）、議案第55号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成30年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席を賜りまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、私は、御案内のとおり、先月20日に、第8代の阿見町長に就任をいたしました。毎日、充実した、忙しい毎日を過ごしております。8年前、この議場で町長選出馬表明を行い、必ずここに帰ってくる、皆様にそのお約束をいたしました。少し時間がかかりましたが、約束を守ることができました。これもひとえに、当時から御指導をいただいております議員の方々を初め、多くの皆様方のおかげだと、衷心より御礼を申し上げます。これから、皆様と描いた理想郷を目指し、精いっぱい働く覚悟でございます。どうかこれからも見守っていただきたいと思っております。

また、私は、この議場で鍛えられ、今があると思っています。ここは町の最高の決議の場所です。どうか議員各位の皆様には、我々が精魂込めてつくった議案をしっかりと議論していただき、磨きをかけて世に出していただきたい、このようにお願いをするところでもあります。これから4年間、一生懸命にやります。どうぞ御支援と御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、議案第50号から議案第55号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第50号から議案第55号について、関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、働き方の多様化等を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例の一部改正し、4月1日より施行するため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第50号の阿見町税条例等の一部改正の主な内容としましては、町民税関係では、個人住民税の基礎控除の見直し等を行い、固定資産税関係では、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る税負担の調整等、たばこ税関係では、税率の引上げなど、所要の改正を行うものであります。

議案第51号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、町税条例の固定資産税の改正と同様の理由で、所要の改正を行うものであります。

議案第52号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、課税限度額のうち、基礎課税額を4万円引き上げ、58万円とし、低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を27万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において、被

保険者の数に乗すべき金額を50万円に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第53号及び議案第54号について、関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年3月22日に介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が公布されたことに伴い、阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例及び阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を一部改正し、4月1日より施行するため、3月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第53号の阿見町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正の主な内容としましては、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者について、所要の改正を行うものであります。

議案第54号の阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の主な内容としましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護に係る訪問介護員等の資格要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第55号の阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成30年3月30日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を一部改正する省令が公布されたことに伴い、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正し、4月1日より施行するため、3月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。その主な内容としましては、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 議案第55号についてちょっとお伺いしたいんですけども、この放課後児童健全育成事業のところなんですけども、この中で、第10条の3項ですか、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であってというくだりがあるわけなんですけども、これ、具体的に、5年以上従事したというのは具体的にどういった形で従事した者を指すのでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

実際にですね、放課後児童クラブのほうで、指導員のほかに、補助員として、これは従事されている方もいらっしゃいますので、実際に現場でですね、こういう放課後児童クラブに従事されて5年以上たってる方については資格があるというようなことでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、こういった形でも、5年以上、補助員という形でも従事した者はオーケーですよという形になるわけですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） この第4条の10号の規定の改正の趣旨なんですけども、簡単に申し上げますと、現在、この要件ではですね、高等学校を卒業していない方については、放課後児童の支援員となるための研修を受講する基礎資格がなくて、放課後児童支援員にはなれないというようなのが現状でございました。実際に放課後児童クラブで働く方の中には、中学校卒業であって、放課後児童支援員にはなれないけれども、経験豊富で評価の高い方も多くいらっしゃいまして、中学校を卒業された方であっても基礎資格を拡大すべきであろうというような提言がされておりました。

その提言の内容を踏まえまして、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用するべきだろうということで、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって市町村長が認めた者、これを新たに追加をしたということでございます。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今の関連なんですけども、この5年以上と言っている、働いている人たちの勤務体制というのは、みんな同じなんですか。5年以上つっても、週に何回来るとか、そういう人はいないんですか。勤務体制について答弁願います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

支援員に関しましては、5年以上というような、今、お話でしたけども、ローテーションで勤務しておりまして、5年以上というような考え方がですね、必ずしも常勤で勤務しているということを求めているわけではなくてですね、継続的に支援員としてクラブのほうにかかわっているというようなことが要件というか、考え方としては、そういう方を5年以上というふう

にみなすということになっておりますので、勤務としてはそういったローテーションでですね、毎日出ているわけではなくても、そういう継続的にかかわっているというような方は資格があるというふうに認められるというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 今言ったように、ローテーションで来ていると。そうすると、経験年数が同じ5年でも、経験の多い人と少ない人がいるわけだよね、継続して来てなくていつってわけだから。そうすつと、最低の人と毎日来ている人、そこら辺の差っていうのは、どのようになってんですか。どれくらいなんですか。

○議長（紙井和美君） 子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

継続的っていう意味は、ローテーションで入ってる、何て言うんですかね、明確に今ちょっと、どういう勤務体制で、誰がどれくらい、5年というのは、ちょっと今資料がないんですけども、基本的に、長期の休み、夏休みだけとか春休みだけとかっていう勤務をされる方は除くということは考え方として入っております。ですので、厳密に月にどれくらいローテーションで入っているかとかということまでは求めておりませんで、ある程度、継続的に児童クラブの支援員として5年以上勤めているというような考え方で、資格要件を満たすというふうには考えております。

○議長（紙井和美君） 15番久保谷実君。

○15番（久保谷実君） 非常にアバウトだということだよね。きちんとした決まりがない中でやっているということは。

ただ、俺が心配するのは、いろんな話があるんですよ、このことについては。もちろん親のほうの問題もたくさんあるということもわかっています。しかし、支援員の方によって、いろいろなことが起きてるというのも現実だと思うんだよね。これは人と人のやることですから、いろいろあんのは当たり前でしょうけども。そういう中で、5年以上いけばいいんだということに一概に決めてしまうのがどうなのかなと、そういうことをちょっと思ったもんで。夏休みだけとか春休みだけを来てる人は除くということがあれば、今度は、ふだんの中で、1週間に何回か来てる人も、毎日のように来てる人も、いるわけですから。

子供を育てるってのは、非常に経験が大事だと思うんだよね。そういう意味で、後でその範囲のあれを見せてください。お願いします。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号から議案第55号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって議案第50号から議案第55号については、原案どおり承認することに決しました。

それでは、ここで、本席を副議長と交代をいたします。

〔副議長野口雅弘君着席〕

議長辞職の件について

○副議長（野口雅弘君） ただいま、議長紙井和美君より、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第1、議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります1番紙井和美君の退席を求めます。

〔1番紙井和美君退場〕

○副議長（野口雅弘君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（小倉貴一君） 朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成30年4月6日 阿見町議会副議長 野口雅弘 殿

阿見町議会議長 紙井和美

以上でございます。

○副議長（野口雅弘君） お諮りいたします。1番紙井和美君の議長辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、1番紙井和美君の議長辞職を許可することに決しました。

紙井和美君の入場を許します。

〔1番紙井和美君入場〕

○副議長（野口雅弘君） ここで、紙井和美君より御挨拶がございます。

紙井和美君、登壇願います。

〔1番紙井和美君登壇〕

○1番（紙井和美君） 皆様、2年間、議長として支えていただき、本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。未熟な私が今日まで無事に任務を遂行できましたことは、ひとえに議員の皆様方の御協力と、議会事務局を初め執行部の皆様のサポートのおかげと、深く感謝を申し上げる次第でございます。

平成28年4月に議長に任命していただいたときには、議会の代表という責任の重さに身が震え、以来、皆様方に決して御迷惑がかからないように、健康第一で公務をこなしていくということから始まり、議会内の公平性と秩序を保ち、中身の濃い、活発な議論がなされることに心がけてまいりました。

また、町の代表として他の自治体と交流する上で実感したのは、圧倒的に女性の数が少ないということです。県内はもちろん、全国議長会でも同じでございます。それは、家事や育児をしながら仕事を全うできるような社会環境がまだまだ整っていないという現実があるということにほかなりません。あらゆる価値観を共有する上でも、これらの課題を着実に改善していかなくてはならないと考えております。

さて、今後、新しい議長のもとで議会運営がなされていくわけですが、引き続き、皆様とともに、町民の幸せを最優先する町民第一の町政を進めてまいりたい、そのように願う次第でございます。どうかこれからも、さらなる御協力をお願い申し上げまして、私からの御礼の言葉とさせていただきます。皆様、まことにありがとうございました。（拍手）

議長選挙

○副議長（野口雅弘君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第2、議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○副議長（野口雅弘君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

8番 永井義一君

9番 海野隆君

10番 平岡博君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記、投票用紙配付〕

○副議長（野口雅弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口雅弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○副議長（野口雅弘君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、順次お呼びいたします。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○副議長（野口雅弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口雅弘君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

8番永井義一君、9番海野隆君、10番平岡博君、立ち会い願います。

〔立ち会いの上、開票〕

○副議長（野口雅弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票中、佐藤幸明君8票、吉田憲市君10票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、吉田憲市君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○副議長（野口雅弘君） ただいま議長に当選されました吉田憲市君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、吉田憲市君より挨拶がございます。吉田憲市君、登壇願います。

〔議長吉田憲市君登壇〕

○議長（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆さん方に御推挙を賜りまして、まことにありがとうございます。不肖私、おかげさまで議長に就任する運びとなりましたこと、身に余る光栄と、衷心より感謝を申し上げます。

今後は、公正無私の一貫した精神を貫き、議会運営に当たり、ひいては町民の信託に応え、阿見町発展のために尽力をしたいと思っております。今後とも、御指導、御鞭撻、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（野口雅弘君） 本席を議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

〔議長吉田憲市君着席〕

議席変更の件

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで、議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を日程に追加したいと思います。

議席のネームプレートを倒してください。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、読み上げます。

1 番吉田憲市議員， 2 番石引大介議員， 3 番井田真一議員， 4 番高野好央議員， 5 番樋口達哉議員， 6 番栗原宜行議員， 7 番野口雅弘議員， 8 番永井義一議員， 9 番海野隆議員， 10 番平岡博議員， 11 番久保谷充議員， 12 番川畑秀慈議員， 13 番難波千香子議員， 14 番紙井和美議員， 15 番柴原成一議員， 16 番久保谷実議員， 17 番倉持松雄議員， 18 番佐藤幸明議員， 以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 以上のように議席を変更したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

それでは，議席を御移動願います。

〔議席移動〕

○議長（吉田憲市君） それでは，ここで暫時休憩といたします。議会の再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（吉田憲市君） それでは，休憩前に引き続き，会議を開きます。

副議長辞職の件について

○議長（吉田憲市君） ただいま，副議長野口雅弘君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際，副議長辞職の件を日程に追加の上，直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め，さよう決定をいたしました。

これより，追加日程第4，副議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，除斥の対象となる7番野口雅弘君の退席を求めます。

〔7番野口雅弘君退場〕

○議長（吉田憲市君） それでは，事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（小倉貴一君） 朗読いたします。

辞職願

今般，一身上の都合により副議長を辞職したいので，許可されるようお願い出ます。

平成30年4月6日 阿見町議会議長 吉田憲市 殿

阿見町議会副議長 野口雅弘

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。7番野口雅弘君の副議長辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、7番野口雅弘君の副議長辞職を許可することに決しました。

野口雅弘君の入場を許します。

〔7番野口雅弘君入場〕

○議長（吉田憲市君） ここで、野口雅弘君より御挨拶がございます。

野口雅弘君、登壇願います。

〔7番野口雅弘君登壇〕

○7番（野口雅弘君） こんにちは。皆さんの御協力のおかげで、2年間つつがなく副議長の任を務め上げることができました。本当にありがとうございました。（拍手）

副議長選挙

○議長（吉田憲市君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより、追加日程第5、副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○議長（吉田憲市君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

1 1 番 久保谷 充 君

1 2 番 川 畑 秀 慈 君

1 3 番 難 波 千香子 君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記、投票用紙配付〕

○議長（吉田憲市君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○議長（吉田憲市君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、順次お呼びいたします。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○議長（吉田憲市君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

11番久保谷充君、12番川畑秀慈君、13番難波千香子君、立ち会いをお願いいたします。

〔立ち会いの上、開票〕

○議長（吉田憲市君） それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ。有効投票中、久保谷充君15票、難波千香子君3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、久保谷充君が副議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○議長（吉田憲市君） ただいま副議長に当選されました久保谷充君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、久保谷充君より御挨拶がございます。久保谷充君、登壇願います。

〔副議長久保谷充君登壇〕

○副議長（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。ただいま議員の皆様より御推挙いただき、副議長の要職を拝命しました。大変身に余る光栄なことです。これから吉田議長を支えながら、重職を全うしてまいりますので、皆さんの協力を、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

（拍手）

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時00分、1時です。1時ちょうどとします。

それでは、議員各位においては、全員協議会室へ御移動願います。

午前11時28分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿見町議会常任委員会委員の改選について

○議長（吉田憲市君） 次に日程第5、阿見町議会常任委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりそれぞれ指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、報告いたします。

総務常任委員会、佐藤幸明議員、紙井和美議員、永井義一議員、栗原宜行議員、樋口達哉議員、井田真一議員。

民生教育常任委員会、倉持松雄議員、吉田憲市議員、久保谷実議員、海野隆議員、高野好央議員、石引大介議員。

産業建設常任委員会、柴原成一議員、久保谷充議員、川畑秀慈議員、野口雅弘議員、難波千香子議員、平岡博議員、以上でございます。

○議長（吉田憲市君） それでは、お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。各常任委員会に分かれて委員長、副委員長の互選をお願いいたします。全員協議会室へ御移動願います。

午後 1時02分休憩

午後 1時22分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（吉田憲市君） 常任委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。
事務局長に報告をさせます。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、報告いたします。

総務常任委員会，委員長，佐藤幸明議員，副委員長，栗原宜行議員。

民生教育常任委員会，委員長，久保谷実議員，副委員長，石引大介議員。

産業建設常任委員会，委員長，野口雅弘議員，副委員長，平岡博議員，以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、常任委員会委員の改選を終わります。

阿見町議会議会運営委員会委員の改選について

○議長（吉田憲市君） 次に日程第6，阿見町議会運営委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、報告いたします。

佐藤幸明議員，倉持松雄議員，久保谷実議員，柴原成一議員，紙井和美議員，野口雅弘議員，以上でございます。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。議会運営委員会委員におかれましては、第2委員会室で委員長，副委員長の互選をお願いいたします。

午後 1時24分休憩

午後 1時33分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（吉田憲市君） 議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果を報告いたします。
事務局長に報告させます。

○事務局長（小倉貴一君） それでは、報告いたします。

議会運営委員会委員長、柴原成一議員、副委員長、野口雅弘議員、以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、議会運営委員会委員の改選を終わります。

この際、お諮りいたします。龍ヶ崎地方衛生組合議会議員、牛久市・阿見町斎場組合議会議員、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、それぞれ追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

○議長（吉田憲市君） 初めに、追加日程第6、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組規約第5条第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に久保谷充君、そして永井義一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保谷充君、永井義一君を龍ヶ崎地方衛生組

合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

ただいま当選されました久保谷充君並びに永井義一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

○議長（吉田憲市君） 次に、追加日程第7、牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組合規約第5条第2項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、牛久市・阿見町斎場組合議会議員に、柴原成一君、野口雅弘君、難波千香子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました柴原成一君、野口雅弘君、難波千香子君を牛久・阿見町斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

ただいま当選されました柴原成一君、野口雅弘君、難波千香子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行

います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、久保谷実君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保谷実君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

ただいま当選されました久保谷実君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約第6条第3項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、平岡博君、それから石引大介君、そして樋口達哉君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました平岡博君、石引大介君、樋口達哉君を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

ただいま当選された平岡博君、石引大介君、樋口達哉君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議案第56号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に日程第7、議案第56号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第56号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議会議員から選任しておりました柴原成一氏から退職の申し出があり、これを承認しましたので、議会選出監査委員が欠員となっております。つきましては、次期の監査委員として難波千香子氏を選任いたしたく同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となる13番難波千香子君の退席を求めます。

〔13番難波千香子君退場〕

○議長（吉田憲市君） 本件につきましては、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより採決をいたします。本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、13番難波千香子君の除斥を解き、入場を許します。

〔13番難波千香子君入場〕

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

引き続き、全協室のほうへお願いいたします。

午後 1時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

前 議 長 紙 井 和 美

前 副 議 長 野 口 雅 弘

署 名 員 栗 原 宜 行

署 名 員 野 口 雅 弘